

8 双農第 2 号

入札参加者各位

双葉町長 伊澤 史朗



## 回 答 書

令和 8 年 4 月 28 日付けでいただいた質問につきまして、下記のとおり回答します。  
なお、質問事項③～⑫につきましては、後日別途回答します。

## 記

入札件名：双葉町養液栽培施設建設工事

NO.	資料の種類	ページ	質問内容	回 答
①	入札全般		<p>【全体】</p> <p>・今般の中東情勢の影響により、工事に使用する石油製品・運送費等の高騰が懸念されます。令和 7 年度 6 月に公布された改正建設業法及び入契法において、資材 高騰に伴う請負代金等の変更方法が契約書における法定記載事項となりましたが、本件契約書にその内容が記載されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・また、同法において受注者は資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務を負うこととなりましたが、本紙上述の記載で「おそれ情報」を通知したこととなりますでしょうか。</p>	<p>・双葉町工事請負契約約款第 26 条に基づき、発注者と協議することになります。</p> <p>・現時点では、入札説明書 9 (1) に基づく、仕様書等の記載内容への質問であることから、質問にある建設業法に基づく「おそれ情報」の通知には当たらないと考えています。</p>

			<p>・なお、「おそれ情報」は、「〔(一社)全国建設業協会統一様式 おそれ情報通知書〕の作成について」に基づいて、通知は落札決定から契約締結までに提出することとなります。</p> <p>参考 URL  <a href="https://www.zenken-net.or.jp/news/0611_2/">https://www.zenken-net.or.jp/news/0611_2/</a></p>
		<p>・加えて、改正法において公共発注者は請負代金等の変更義務に協議に応じることが義務化されたと認識しておりますが、契約後、上述懸念のとおり、石油製品・運送費が高騰した場合、契約書に記載した変更方法に基づき協議を実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。この際の協議に当たっては、貴町が告示しております。「双葉町工事 請負契約約款」第 26 条に基づいた協議となるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・双葉町工事請負契約約款第 26 条に基づき、発注者と協議することになります。</p>
②	入札全般	<p><b>【全体】</b></p> <p>・今般の中東情勢の影響により、報道にもあります通り、塩ビ管・フィルムなどの一部の石油製品の納品遅れ・出荷停止となっております。本件工事を受注した場合、最大限これらの資材の確保に努めてまいりますが、情勢回復が見られず、物理的にこれらの製品が入手できない場合は、当社の責に寄らない「避け難い事故」であると考えられるため、年度の繰り越しを含む工期の延伸が認められるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・双葉町工事請負契約約款第 24 条に基づき、発注者と協議することになります。</p>